

令和8年度みんなで伝える滋賀食材！つながり育む魅力創造強化事業委託
に係る質問に対する回答

令和8年3月27日
みらいの農業振興課
食のブランド推進室

Q1 「「おいしが うれしが」キャンペーン登録事業者のうち優良・模範となる事業者」は、
どういった資料を見れば参考になるか。

A1 主だった事業者は、県HP「滋賀のおいしいコレクション」(<https://shigaquo.jp/>)
の中にある「お店検索」で検索可能です。

Q2 仕様書「2（1）優良事例の共有」について、交流の機会は、1回で50事業者を集め
なくてはいけないのか。複数回開催し、トータル50事業者でも良いのか。

A2 お見込みのとおり。「おいしが うれしが」事業者等に広く参集いただき、優良事例
を共有する機会として効果的と思われる内容を提案して下さい。

Q3 現状、「おいしが うれしが」登録事業者の交流機会はあるのか。

A3 現在、特にありません。

Q4 仕様書「2（2）新たな取組の企画会議」において、「複数の事業者の連携の支援」と
いう意図や目的は。

A4 仕様書「1 目的」に記載のとおり。本事業は、複数の事業者の連携を促し、事業者
間のつながりを活性化することを意図しています。

Q5 事業者が「個々でやりたい」という強い意欲があった場合は、どうすれば良いか。

A5 個々での取組は、それぞれで進めていただくこととし、本事業は、事業者間の連携を
伴わない取組は想定していません。

Q6 情報発信は、具体的に使うツールやエリア、ターゲットは考えているか。

A6 情報発信において、特にエリア等は設けていません。

Q7 情報発信の内容は、過程なのか、成果を発信するのか、自走し出したところまで取り
上げるのか。

A7 仕様書「2（3）企画発表会」および同「2（5）事業全体の情報発信」に記載のと
おりです。

Q8 新たな取組の実践にかかる経費は、委託費の中で事務局が負担していいのか。

A8 お見込みのとおり。ただし、本事業は、国の「地域未来交付金」を活用していることから、対象となる経費の詳細については、実施段階において県に確認して下さい。

Q9 参加者同士の協働は、原材料の組み合わせ以外にも、包材や流通といった分野との連携は含むか？

A9 滋賀県産食材を利活用する事業者間の協働があり、そのうえで、包材・流通等その他分野も含めて連携がなされる取組は対象となります。

Q10 本プロポーザルへの参加にあたり、複数の事業者で構成される共同企業体（JV）による共同提案は認められますでしょうか。参加資格の有無についてご確認をお願いいたします。

A10 本事業の参加資格については、共同企業体（JV）による提案も認めております。

ただし、以下の点にご留意ください。

- ・共同企業体としての代表者を一人定めてください。
- ・参加資格要件（地方自治法に基づく制限や県の競争入札参加資格者名簿の登録分野等）についても、共同企業体の構成員全員が満たしている必要があります。
- ・提案書および契約に関しては、共同企業体を代表する代表者が対応し、各構成員の役割や責任分担を明確にしてください。

以上の要件を満たされる場合、共同企業体による参加は可能です。

Q11 仕様書「2. (7) ①」の連絡調整業務について。本業務の着手にあたり、受託者からの個別の働きかけに先立ち、県から各事業者様へ本事業の実施や協力依頼等について、あらかじめ公式な周知（メール配信やHP掲載等）をいただける予定はございますでしょうか。円滑な協力体制を構築するための初動の進め方について、県の想定をご教示ください。

A11 委託契約締結後、県と受託者との協議により決定します。